

TTC スペクトル管理 SWG 寄書

日付：2006年2月3日

提出元：(株)アッカネットワークス

題名：ダブルスペクトルADSLの保護判定基準値について

## まえがき

本寄書は、FTTR利用×DSLのスペクトル適合性を計算により行う場合の判定基準値に関する提案並びに情報提供である。

ア) ダブルスペクトルADSLの保護判定基準値を算出する際の干渉源(提案)

1. 1MHz以上のTCM-ISDNの上り送信不要波を干渉源とすることには反対である。理由は、前回合合弊社寄書(SMS-30-ACCA-01R1)で指摘したように、JJ100.01第3版G章の規定を満たさない伝送システムの使用を認めることになるからである。保護判定基準値を計算する際の干渉源に対する弊社提案は下記のとおりである。

1.104MHz以下 JJ100.01第3版と同様に、クラスA、A'

1.104MHz以上 ISDNを除くクラスA、すなわちダブルスペクトルADSL

イ) 保護判定基準値によるスペクトル適合性判定の不完全性(情報提供)

前回合合弊社寄書(SMS-30-ACCA-01R1)で、保護判定基準値による判定(適合性の計算による方法)は、近端漏話による干渉と遠端漏話による干渉を区別していないので、上り信号がG章の規定を満たさない伝送システムだけでなく、下り信号がG章の規定を満たさない伝送システムの使用も許容することになることを指摘した。

図1は、上述の一例である。

1.104MHz以下の場合と同様にTCM-ISDNの上り送信不要波を含め設定された保護判定基準値(SMS-29-NTTE-03)では、640kHz～2,208kHzの電力密度が-36.5dBm(アマチュア無線バンドは-80dBm)の×DSLを許容する。

前項ア)によって設定した保護判定基準値でも、VDSLより電力密度が10dB大きい×DSLを許容する。

このように、周波数帯域がオーバーラップする信号を干渉源として保護判定基準値を設定すると、計算によるスペクトル適合性の判定は十分機能しない。

以上

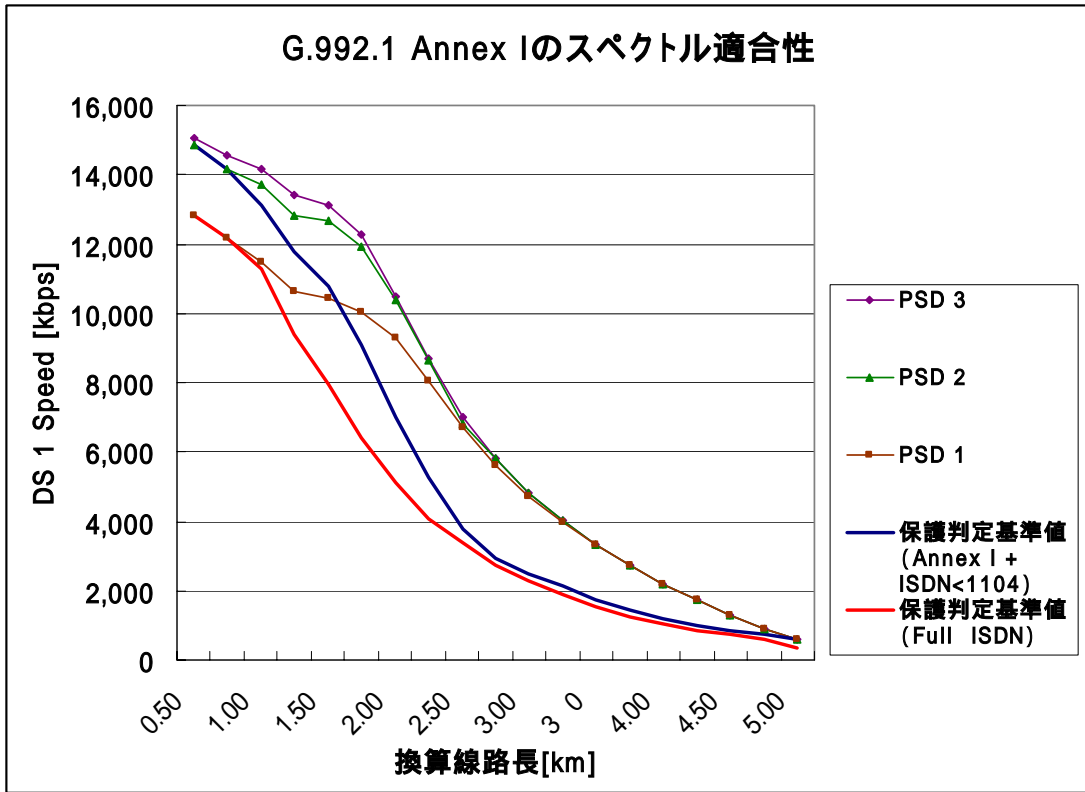


図1 G.992.1 Annex Iのスペクトル適合性

